

困ったな、と思つたら こんな相談先があります

学校が休校となり、イベントや歓迎会、旅行などもキャンセルが相次ぎ、経済的影響も計り知れませんが、既に県経済においても様々な影響が出始めています。

- ・自営業の収入が大幅に下がり、パートに出ないといけなくなった
- ・活魚運送の仕事が宴会キャンセルの流れでなくなった（県内運送業）
- ・学校の給食がなくなったので、給与がカットになり、生活への影響が深刻（給食調理員・パート）

先の見えない状況ですが、県や自治体でも以下のような相談窓口、制度がありますので、活用ください。

【相談先】

- 咳・発熱などの医療機関受診相談
- 新型コロナウイルス健康相談センター
☎088-823-9300
九時～二十一時まで
- 中小企業者の事業資金等の相談
経営相談窓口
☎088-823-9695
- その他の相談
- 新型コロナウイルス感染症対策本部
☎088-823-9024
平日八時三十分～一七時十五分
- 雇用調整助成金など相談窓口
- 高知労働局 雇用環境・均等室
☎088-885-6041
八時三十分～一七時まで（土日除く）
- 中小企業、一次産業支援
- 高知県商工労働部経営支援課
☎088-823-9695
八時三十分～一七時十五分まで
平日、祝日は除く

日本共産党は、医療体制、休業補償など、抜本的対策を、国の責任で実施することを求めています。ご要望、ご意見など、最寄りの日本共産党の事務所や地方議員にご相談ください。

- 党高知県議団
☎088-823-9524
- 高知県委員会
☎088-824-1155
- 東部地区委員会
☎088715215371
- 高知地区委員会
☎088-824-4123
- 高吾地区委員会
☎088914213204
- 幡多地区委員会
☎088013413174

【制度紹介】（詳細は窓口へ）

- ・雇用調整助成金
経済的理由で事業縮小する事業主が労働者に対し雇用維持を図った場合に一部助成する制度。（最近一ヶ月の生産指標が前年同期に比べて十%以上減少した場合）
- ・経済変動対策融資
最近一ヶ月間の売上等が3%以上減少している場合に五千万円を限度に貸付を行う制度。
- ・安心実現のための高知県緊急融資
県内の指定事業者に対して1億円を限度に貸付を行う制度。
- ・生活保護制度
働いている人でも、健康な人でも、収入と資産が生活保護水準を下回れば、その水準まで保証してくれる制度です。遠慮なく、活用しましょう。
- ・生活福祉資金貸付
生活再建、次の収入までの「つなぎ」を目的に貸付を受けられる制度。近くの社会福祉協議会にて利用できます。即日貸付られないので、余裕を持って申請を。

